（整理番号 2622）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第３回長野地方最低賃金審議会　議事録

令和８年 11 月６日公開

開催日時 場　　所	令和８年８月６日　15 時 00 分～15 時 40 分 長野労働局　２階会議室		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　５人	定数　５人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　４人	定数　５人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　５人	定数　５人
主要議題	１．長野県最低賃金専門部会部会長報告について ２．長野県最低賃金の審議について ３．長野県最低賃金の改正決定について(答申) ４．令和８年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問) ５．その他		

議事録

開会

○藤川賃金室長

それでは、定刻となりましたのでただいまより、長野地方最低賃金審議会令和８年度第３回本審議会を開催いたします。まず、定足数の確認です。本日の出席委員は、広瀬委員が長野地方最低賃金審議会運営規程の第４条に基づき、テレビ会議システムによる出席となっています。また、小林委員が少し遅れるということで、今現在、欠席と取り扱わせていただこうと思っております。つきましては、その上で、委員 15 名中 14 名の出席をいただいている状況であり、最低賃金審議会令第５条第２項の規定に基づき、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日は、傍聴の方が３名、報道機関の方は 11 社の方々が取材に来られているということを併せてご報告します。それでは、これからの審議につきまして、山本会長、よろしくお願いいたします。

○山本会長

皆さん、こんにちは。本日は、長野県の最低賃金の審議ということで、答申を予定しているというところであります。今日の午前中、長野県最低賃金専門部会において、２時間半強にわたり、労使双方からご意見を聞き、最終的な報告書を本日この本審議会に提出するということになっています。本日も審議のほどよろしくお願いいたします。本日の審議会は公開としております。運営規程により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員におかれましては、齋藤委員に、使用者代表委

員におかれましては、土井委員にそれぞれお願いいたします。それでは議事に入ります。まず、議題１の長野県最低賃金専門部会部会長報告についてに入ります。

本日午前の専門部会における審議で取りまとまりました専門部会報告書について、事務局において朗読をお願いいたします。委員の皆様は、資料番号 34　長野県最低賃金の改正決定に関する報告書（写し）をご覧ください。

○小野山指導官

朗読をさせていただきたいと思います。資料番号 34 をご覧いただきたいと思います。

（長野県最低賃金の改正決定に関する報告書（資料番号 34）の朗読）

○藤川賃金室長

一点、報道機関の方にお願いなのですが、映像を取られることをお控えいただければと思います。この後、採決があり、その後答申ということで、文書を渡すという場面があるのですけれども、会長と局長にメッセージボード前に進んでいただきまして、十分に写真、映像を撮っていただくことを予定しております。その後、次第の順番を変えまして、特定最低賃金の諮問の方も連続して行わせていただきますので、そこも撮影いただければと思います。その後ですが、答申を受けましたら局長から謝辞を申し上げるので、そこも撮影いただけますので、今は、撮影をお控えいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。会長、お願いいたします。

○山本会長

ただいま事務局から朗読がありましたけれども、本日の第６回の専門部会において、このように公益見解というものを取りまとめ、報告書という形にさせていただきました。改めて、第１回から第６回の専門部会において、労使の皆様には、本当に充実した審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

最初は、労使双方の主張に相当な開きがあったところですけども、最後には、双方の隔たりがわずかとなったものの、なかなか双方の合意ができなかったということで、このように公益見解を取りまとめるということになりました。ただいまの報告書の内容について、ご意見等、何かございますでしょうか。

（ないことを確認）

よろしいですかね。はい、ありがとうございます。

それでは、議題（２）として、専門部会の報告の別紙１にある長野県最低賃金の改正決定内容について採決に入りますが、この採決について、公開の場で行うということに関してよろしいでしょうか。

（異論ないことを確認）

労使双方から特に異論はないということでしたので、これで採決に入りたいというふうに思います。改正内容に賛成の方は、挙手を願います。

（人数を確認）

念のため反対の方を確認しますが、いらっしゃらないということでよろしいですかね。はい、ありがとうございます。それでは事務局で確認をお願いいたします。

○藤川賃金室長

ありがとうございます。賛成が、会長を除きまして、14名です。反対が０名ということで、確認いたしました。以上です。

○山本会長

ありがとうございました。全会一致となりますので、採択の結果は、専門部会報告の別紙１にある長野県最低賃金の改正決定内容についてのとおりとする結論となりました。

それでは、採決の結果に基づいて答申文案を作成し、委員の皆様の了承が得られた後に、労働局長に対して答申を行いたいと思います。答申文案のご準備をお願いします。

（答申文案を委員、傍聴者、報道機関に配付）

それでは、事務局において答申文案の朗読をお願いいたします。

○小野山指導官

私の方から読み上げさせていただきます。

（答申文案の朗読）

○山本会長

ありがとうございました。ただいま朗読した文案でよろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしければ答申文の案を取って、続いて、議題（３）としてこれから答申することといたします。

○藤川賃金室長

今から、席の移動をお願いしたいのですけれども、ちょっと場所が狭くて申し訳ございません。使用者側委員の方、メッセージボードの前で答申文を交付いたしますので、恐れ入りますが、一度お席からお立ちいただきまして、よろしくお願いできればと思います。また、会長と局長は、ボードの前にお進みいただきたいと思います。取材の方は、会議室の真ん中の方に入っていただきたいと思います。

場所は、各報道機関順番に交代していただき、十分時間はありますので、撮影いただきますようお願いいたします。

（答申文の交付）

○藤川賃金室長

そのまま、この後に引き続きまして、特定最低賃金について、これから審議が始まっていきますので、その諮問を行いますので、こちらの方も撮影の方をしていただきたいと思います。

（特定最低賃金改正必要性の諮問文の交付）

使用者側委員の方、本当に申し訳ございません。お詫びいたします。

この後、局長からの謝辞に進みますので、そちらの方もご協力いただければと思います。

○山本会長

長野県最低賃金の改正決定の答申としたところですけども、事務局の方から何かありますでしょうか。

○藤川賃金室長

それでは、長野労働局長の木村からご挨拶申し上げます。お願いします。

○木村労働局長

先ほど、山本会長から長野県最低賃金の改正について答申をいただきました。委員皆様には、最低賃金法の趣旨を踏まえ、労働者の生計費、賃金の動向、企業を取り巻く経営環境など多角的な視点から真摯かつ精力的にご審議いただきました。特に、例年以上に発効日等について審議を尽くしていただきましたことに、心より敬意を表すとともに御礼申し上げます。物価上昇が県民生活に影響を及ぼす一方、中小企業小規模事業者は、人件費、原材料費、エネルギー価格の上昇など厳しい環境に置かれております。このような中で取りまとめられた今回の答申は、大変重みのあるものと受け止めております。長野労働局といたしましては、改正最低賃金の円滑な発効に向けた手続きを進めるとともに、周知広報を徹底し、履行確保に努めてまいります。また、価格転嫁、助成金の支援強化、年収の壁等についてご要望をいただいておりますので、業務改善助成金など各種支援策の活用促進、価格転嫁の推進について、長野県をはじめ他省庁等の関係機関と連携して、中小企業小規模事業者への支援にも積極的に取り組んでまいります。本日はありがとうございました。

○山本会長

ありがとうございました。続いて、長野県最低賃金に関する今後の手続きなどについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

本日、長野県最低賃金の改正決定にかかる答申につきましては、速やかに、長野県最低賃金の改正に関する諸手続きを進めてまいります。長野県最低賃金の改正決定にかかる答申内容に対する異議の申し出に係る公示につきましては、本日８月６日から８月21日まで掲示を行います。

異議の申し出があった場合、８月24日月曜日、午前10時30分から開催予定の第４回本審議会におきまして、異議申し出に関する審議を行うこととなります。その審議結果を踏まえまして、10月２日からの法定発効となるよう手続きを進めてまいります。事務局からの説明は以上です。

○山本会長

続きまして、議題（４）に入りたいと思います。令和８年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問）に入ります。事務局から申し出状況についてご説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

補足説明させていただきますけれども、報道機関の方に配慮しまして、順番を入れ替えています。写真撮影も先にいただいておりますので、その点はご理解いただければと思います。

○小野山指導官

長野県特定最低賃金の改正決定の必要性について、長野労働局長から諮問させていただきましたが、その前に、前後してしまいましたが、特定最低賃金の申し出状況について、説明させていただきます。資料番号35-１、-2、-3が綴られている資料になりますけれども、そちらの方をご覧いただきたいと思います。表紙に記載のとおり、計量器等製造業の申出書、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業の３業種からの申出書が７月30日付

けで提出されたところです。なお、印刷製版業の特定最低賃金の申し出は、今回はありませんでした。今回の申し出の定量的要件に関しましては、それぞれ適用労働者数のおおむね 1/3 以上の合意が得られることが必要となりますが、３業種いずれも満たしていることを確認しております。また、定量的要件以外の書面上の要件を満たしていることも確認しましたので、改正決定の必要性についての諮問をさせていただくことといたしました。

○藤川賃金室長

本来はこの後に諮問文を交付し、撮影ということでございましたけれども、少し順番を入れ替えさせていただいております。諮問文の写しの書面をお配りいたします。先ほどメッセージボード前で交付いたしました諮問文の写しがこちらとなります。よろしくお願いいたします。

○山本会長

事務局で諮問文の朗読をお願いいたします。

○小野山指導官

はい。

（諮問文の朗読）

○山本会長

ありがとうございました。

○藤川賃金室長

事務局の方で説明を続けさせていただきます。ただいまの諮問がありました特定最低賃金 3 業種の改正の必要性ですけれども、明日、8 月 7 日、午前 10 時から開催の第 2 回特定最低賃金検討小委員会におきまして、検討をお願いいたします。検討結果につきましては、8 月 24 日午前 10 時 30 分から開催予定の第 4 回本審議会に、報告し、令和 8 年度特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして、答申を行う予定です。よろしくお願いいたします。

○山本会長

最後の議題（５）のその他に入ります。事務局の方で何かありますか。

○藤川賃金室長

特にございません。

○山本会長

最後になりますが、労働者代表委員の方から何かありますでしょうか。

○齋藤委員

長きにわたり議論をさせていただき、本当にありがとうございました。また、しっかりした議論の中で、このような結果になりました。しっかり守れる長野県として、私たちも持ち場、立場でしっかり守っていただけるよう、努力をしていきますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○山本会長

ありがとうございました。使用者代表委員の方から何かありますか。

○鈴木委員

長い間にわたって審議いただきまして、ありがとうございました。また、労働側委員の方々も本当にお疲れ様でした。また、特定最低賃金の専門部会に臨んでいきたいと思っています。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○山本会長

それでは、本日のこの第３回の審議会に関しては終了としたいと思います。長期間にわたる審議にご協力いただきました労使の皆様、本当にありがとうございました。今日はこれで終わりとしますので、ありがとうございました。

閉会